

# Answer 2

**D215超音波検査（記録に要する費用を含む。）**

**イ) 胸腹部**

**530点**

**ロ) その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）**

**350点 ⇒（鼠径部・陰囊）**

# Answer 2

D215 注 2	<u>パルスドプラ法加算①</u> <u>(腎悪性腫瘍)</u>	原則として、 <b>腎悪性腫瘍</b> に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドプラ法加算は認められる。
D215 注 2	<u>パルスドプラ法加算②</u> <u>(尿管腫瘍)</u>	原則として、 <b>尿管腫瘍</b> に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドプラ法加算は認められない。
D215 注 2	<u>パルスドプラ法加算③</u> <u>(精索静脈瘤)</u>	原則として、 <b>精索静脈瘤</b> に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドプラ法加算は認められる。
D215 注 2	<u>パルスドプラ法加算④</u> <u>(精索、精巣捻転症)</u>	精索及び <b>精巣捻転症</b> に対して超音波検査(断層撮影法)を施行する場合にパルスドプラ法加算は認められる。
D215 注 2	<u>パルスドプラ法加算⑤</u> <u>(乳癌)</u>	原則として、 <b>乳癌</b> が疑われる患者に対するスクリーニング検査として、超音波検査の断層撮影法におけるパルスドプラ法加算は認められない。